

広島県告示第二百九十六号

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県産業集積促進助成要綱（平成二十三年広島県告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号ホ中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。
附則第四項から第十一項まで、附則別表及び附則別記様式第一号から附則別記様式第四号までを削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第六条関係）

企 業 用 地	助 成 率
久井工業団地、大和工業団地、千代田工業・流通団地	一〇〇分の六〇
大朝工業団地、テクノタウン東広島、広島臨空産業団地、三次工業団地、安浦産業団地	一〇〇分の四〇
大竹港造成地（晴海地区）、尾道系崎港造成地（松浜地区）、佐伯工業団地、竹原工業・流通団地	一〇〇分の二五
新市工業団地、三原西部工業団地（惣定地区）	一〇〇分の二〇
高屋東工業団地、広島港造成地（五日市地区、出島地区、廿日市地区）	一〇〇分の一〇

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の広島県産業集積促進助成要綱別表第三の規定は、この告示の施行の日以後に県又は県土地開発公社と県営産業団地等に係る土地売買契約を締結し、かつ、当該施行の日以後に助成金の交付申請書を知事に提出する者について適用する。